

使用 前 検 査 申 請 書
(玄海原子力発電所第3号機及び4号機の変更の工事)

原 発 本 第 205 号
令 和 2 年 10 月 13 日

原子力規制委員会 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役 池 辺 和 弘
社長執行役員

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。以下「改正法」という。)附則第7条第1項に基づき、改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第43条の3の11第1項の規定により次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名 称 九州電力株式会社 住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 代表者の氏名 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘
発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地	名 称 玄海原子力発電所 所 在 地 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村
申請に係る発電用原子炉施設の概要	玄海原子力発電所第3号機 発電用原子炉施設に係るもの 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 燃料取扱設備 使用済燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 玄海原子力発電所第4号機 発電用原子炉施設に係るもの 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	工事計画の認可年月日及び認可番号 ・令和2年3月30日 原規規発第2003301号 ・令和2年3月30日 原規規発第2003302号
検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	別紙のとおり
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	令和6年 9月

(手数料 金 593,500 円)

添付資料-1: 工事の工程に関する説明書

添付資料-2: 工事の工程における放射線管理に関する説明書

検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時（一号） 期日 自 令和2年 11月 5日 至 令和6年 6月 場所 玄海原子力発電所 三菱重工業株式会社 ・原子力セグメント（二見地区） （兵庫県明石市二見町南二見）
	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号） 期日 自 令和3年 3月 至 令和6年 8月 場所 玄海原子力発電所

工事の工程に関する説明書

年 月 項目	令和2年			令和3年												令和4年											
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
使用済燃料貯蔵 設備増強工事				工事期間（第1期工事）									工事期間（第2期工事）														
				□ 使用前検査（一号）												■ 使用前検査（五号）											

令和5年												令和6年								
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
									工事期間（第3期工事）											
									□ 使用前検査（一号）											
									■ 使用前検査（五号）											

□ 材料検査・寸法検査・外観検査・組立て及び据付け状態を確認する検査

■ 機能・性能検査

工事の工程における放射線管理に関する説明書

(玄海原子力発電所第3号機及び4号機の変更の工事)

(1) 検査に伴う放射線管理

a. 検査中の放射線管理

被ばく低減及び汚染拡大防止のため、検査エリアの環境サーベイを実施するとともに、検査に係る者に対し、防護具の適切な着用について指導及び助言を行う。

b. 個人被ばく管理

線量は、ガラスバッジ及び警報付ポケット線量計を用いて測定する。

(2) 検査場所の区域区分

3号機 原子炉周辺建屋

a. 汚染区分

B区域^(注1)

(注1) 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号)に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

b. 線量当量率区分

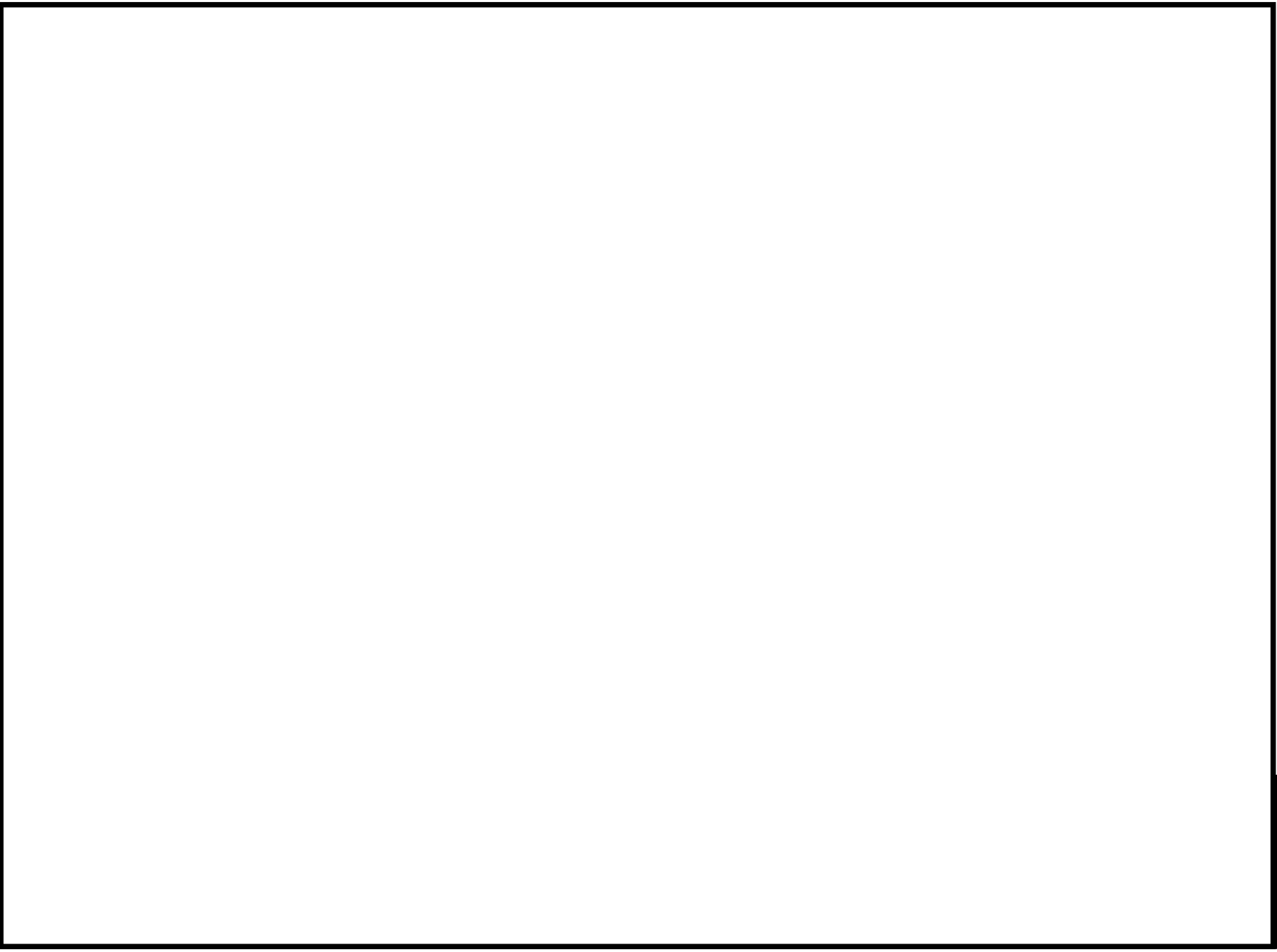
1区域^(注2)

(注2) 2.6 μ Sv/h を超えるおそれがあり、100 μ Sv/h を超えるおそれのない区域

(3) 管理区域検査場所図

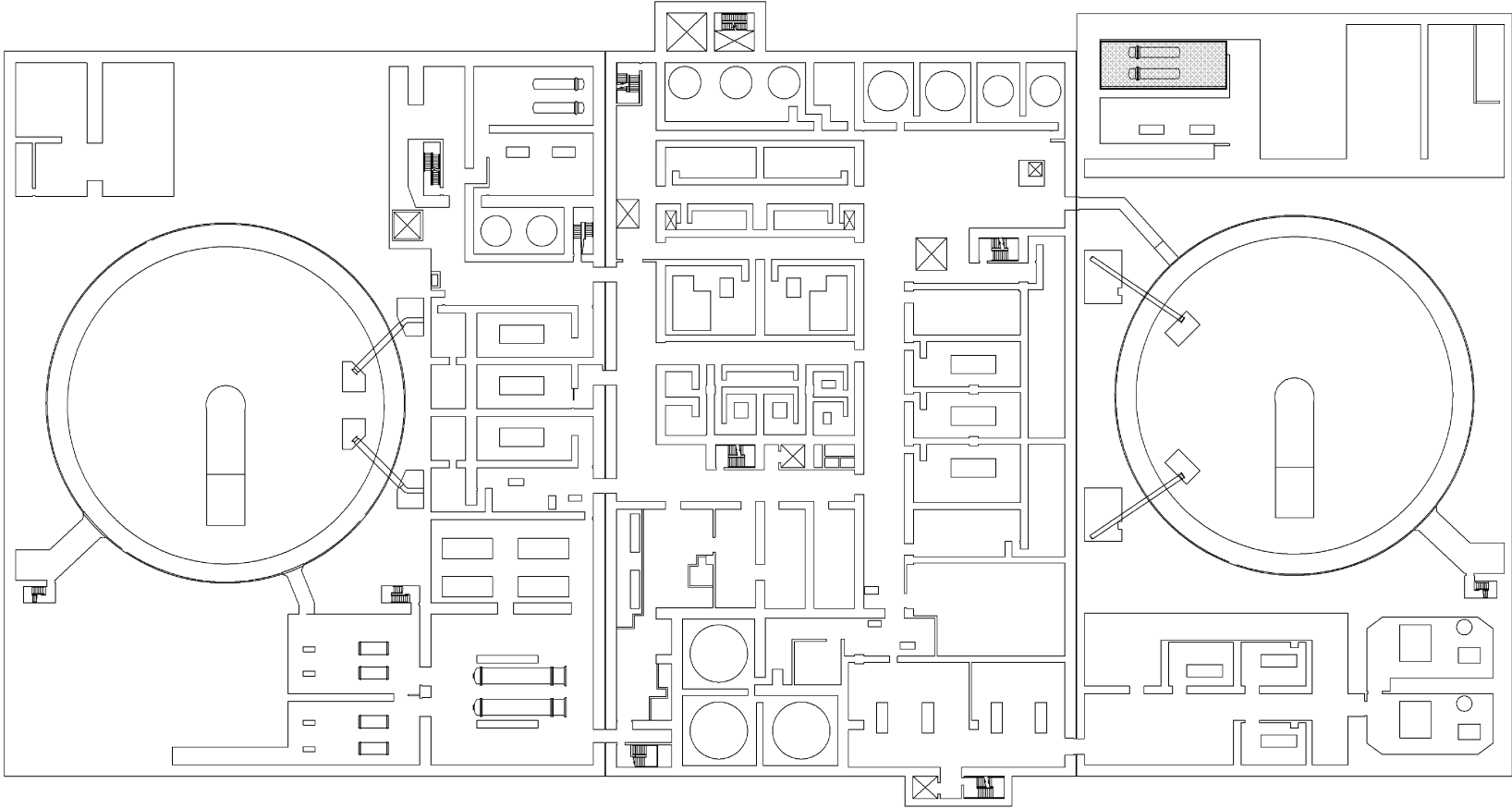
別紙参照

管理区域検査場所図



4号機

3号機



■ 検査場所

原子炉周辺建屋 (EL. -8.05M)

管理区域検査場所図